

平成 31 年度 鷹取学園 支援計画書 (案)

鷹 取 学 園

I、はじめに

平成 21 年 4 月から新体系に移行して 10 年経過しました。移行後の対象事業を ①生活介護と ②施設入所支援の二つの形で進めておりますが、大筋は平成 31 年度もほぼ同じ形で進めることとなります。平成 25 年 4 月から「障害者総合支援法」に変わりましたが、本来的には知的障害者の障害特性が変わるわけではありませんし、今まで実施してきた支援内容の本質を変えてしまうという現象は起きません。利用者が年々歳を取って高齢化へ向かっていますので、今後は十分な配慮が必要と考えられます。今の社会福祉の方針は、お金を掛ければ、多くの職員が確保され、支援の質がアップするという発想のように思われます。しかし、社会福祉の仕事とはお金や人数で解決できるものではないという事を考え直す事が必要です。国は新たな施設設立をせず、施設から地域へ移行する形を進めています。ただ、現在の施設は「重度化」「高齢化」という課題を抱えています。そういった人たちをグループホーム等で対応できるか？それを対応する支援の質はあるのか？を考えると疑問を抱きます。鷹取学園のような施設の必要性は十分にあると思いますが、「施設の地域化」「地域の中の施設」といった事も考えていきたいと思えます。

鷹取学園も、具体的にどの様にすれば重い知的障害を持った人たち、またそういった人たちの高齢化に対する適切な支援を推し進める事ができるかを考えながら進めて行かなければなりません。その取り組みとして、平成 22 年度から続いている作業療法士の先生方 2 名（北九州リハビリテーション学院）に来ていただいたのリハビリテーションがあります。知的障害を持った人たちの動きはどのようになっているのか、特徴的なことは見だしえないのかといった点を、利用者全員に対して実態調査を行って貰いました。それ以降、個人々人を対象とした具体的なリハビリ訓練の内容を日々の生活の中で「運動」として取り組み、転倒時に大腿部を骨折して入院に至るケースが生じた事もあり園外歩行へ取り組みました。平成 28 年度からは運動能力別の 8 グループに再編して行い、平成 29・30 年度は「介護予防」に繋がるよう、より具体的な取り組みを行いました。平成 30 年度、高齢化対策を行っている他施設への見学を行い、各施設で特徴的な取り組みを行っている事がわかりました。ただ、理学療法士の方がされているリハビリはありましたが、作業療法士の方が行っている所がほとんどないことがわかりました。特に鷹取学園のような重度の知的障害者の人たちに特化した取り組みとして、利用者自ら体を動かす事、作業療法士の方が知的障害者の特徴を理解されて指導していただいている事の重要性を強く感じました。年度末には作業療法士の先生方と支援員でリハビリについての反省・課題を話し合い、来年度の方向性を決めています。利用者の高齢化対策の重要な取り組みとして、平成 31 年度も継続して行っていきたいと思えます。

平成 21 年 4 月より始まった①生活介護サービスと②施設入所支援サービスという 2 つの事業を平成 31 年度も支援計画に沿って実施していき、更に向上して行くように努めていきたいと思っております。

II、平成 31 年度 支援方針

(1) 日中活動の「生活介護サービス」と(2)住まいの場における「施設入所支援サービス」に関して

(1) 日中活動の支援について = 生活介護サービス

班のあり方については 8 班を設定する。

① 園芸班、②アロエ班、③陶芸班、④染色班、⑤和紙班、⑥木工班、⑦手芸班、⑧機能班の 8 班で構成する。※平成 30 年度 4 月より、手工芸班⇒木工班、ピンチホルダー班⇒手芸班に班名を変更する。

日中活動支援の形態としては、作業支援・機能回復作業支援の2区分体制で進めて行きます。

作業支援部	……………	作業班	(①農園芸、②アロエ、③陶芸)
機能回復作業支援部	……………	軽作業班	(④染色、⑤和紙、⑥木工)
	……………	機能回復支援班	(⑦手芸、⑧機能班)

作業支援部に含まれる班

作業班は①農園芸 ②アロエ ③陶芸の3班です。当学園にあって作業能力としては幾分程度の高い人達のグループを対象とします。当園の利用者に金銭的な目標数値を一般社会並みに考えることは到底望めないところなので、材料費等に支出した金額と収入として上がる金額の収支のバランスに赤字が生じないことを目標に進めていきます。班活動全体の収支決算においては、支出が大きく、作業など学園としては実施しない方が、学園にとっては負担にならず、支出するお金が掛からないというのが実態です。しかし、利用者にとっては自分たちの力で何とか作業に参加し作品づくりに携わっているという思いを持っており、作業に対するやりがいを感じており、精神的な満足感を持って生活しているために、毎年3~4百万程度の予算を計上しています。

各班が年間に行った作業内容の結果と、各班における利用者の個人目標に対する結果、何を何個作るかといった経過を把握し、完成した作品だけではなく未完成にしか終わらない作品についても、その変化や、技術面の向上に目を向け、本人たちが自覚できるような確認方法があれば、その方法でもって個人個人の意欲につながるように心がけ進めて行きます。一般の人が学園でやっている作業を手掛けて見れば、それは充分一人で全ての工程をクリアできるものですが、利用者の作業能力では、一人で全ての作業工程をクリアして行けるだけの能力に欠けているため、作業工程を細分化し、個々の持つ作業能力を絞り込み、工程の適所に配置した方法で対応していく。この方法を用いることで、班の作業工程における構造化を図り、単一作業であっても自分達が製品を作っているという実感と自信を持つ事ができ、更には集団参加と協調性を引出すことも目的としています。作業支援部に所属している利用者も高齢化による体力低下はついてきます。10年前ほどの体力はない為、作業効率も支援員の工夫が必要となってきます。特に農園芸班・アロエ班においては、屋外での作業もあるので気温上昇に伴う時間や環境的な配慮が必要となってきます。年齢的な配慮を行いながら、利用者が作業に対して自信を持つ事により、情緒の安定につながり、学園生活の充実につながるように導いていくようにします。

以下、作業支援部に所属する各班の内容説明を行います。

① 農園芸班 (職員3名+1名(パート職員)〈男性3、女性パート1〉)(利用者8名〈男性8、女性0〉)

平成22年度に花栽培より野菜を中心とした栽培に方向を変えました。

園外への作品販売に力を入れていましたが、実際には生産費と収入のバランスが取れず、障害者自立支援法に移行した事もあり、その方針を変更しました。学園の厨房で使う野菜類の生産に力を入れ、余力があれば外部販売を行うといった方針に切り替えました。しかし、出荷していた直売所等から「品物が良かったので、また生産物を出さないか」と声が掛かりました。ただ農園芸班のこれから先の姿を考えると利用者の年齢も高くなり、今までのような栽培方法を続けることは難しいと思われまます。平成22年度より、野菜栽培だけでなく、ビニールハウスの一つに無花果を植えて無花果栽培という事を導入しました。

平成28年度は男性職員を3名配置できトマト栽培で成果を上げましたが、ハウス管理・水遣り・収穫・出荷は時季によっては毎日の作業になります。担当者の努力でどうにか対応している状態ですが、担当者の負担は大きなものです。平成29年度、今まで農園芸に携わった中心職員が支援主任に昇格した事でこれまで同様の運営ができなくなりました。ハウス管理・水遣り・収穫・出荷は、休日も継続して行わなければならない中、女性のパート職員を雇う事が出来、休日の収穫・出荷での支援員の負担が軽くなった上、収穫量・出荷量とも増加しました。来年度は現在のパート職員の休日に別のパート職員に入ってもらい、支援員の負担軽減・出荷量の安定を図っていくよう考えています。

(現在までの経過説明)⇒ 平成 18 年 10 月に農耕班と園芸班を合体し農園芸班としました。

この班の所属利用者は、癲癇発作のある人・統合失調症を持った人と多様です。

経過としては平成 11 年度より、ビニールハウス内での切り花栽培に特に力を入れるようになり、平成 13 年度からは、経営内容を拡大化し、収益の上がる花の栽培を行いました。一年目で収益は増えたものの、生産費が膨大し収支のバランスにおいて、仕事は多くなったものの、結果として収益にはつながりませんでした。平成 14 年度は切り花栽培を追加し、平成 15 年度によりや今までの努力が見え始めました。平成 16 年度からは花苗作りを中心に、鉢花栽培を行いました。花苗については、地域の生産者から、「立派な花苗を出荷している」といった評価を受け、鷹取学園の品物が地域生産者の皆様に認められる存在に至りました。

平成 18 年度は農園芸班としての作業工程が形作られ、作業工程において 1 人でも不在となれば作業効率に幾分支障を感じるといったところまで至りました。平成 19 年度にかけて花作りだけではなく、野菜苗や胡瓜等の野菜栽培も成果もあがり、消費者の皆様方からも期待を掛けてもらえるようになりました。平成 21 年度は直販所やイオンモール直方での販売だけでなく、デパートで販売できる品物を作れるようになりました。平成 22 年度以降は、野菜物を中心に栽培し、今まで外に出荷していた野菜を、学園給食に取り込んで厨房に納めたり、少し余るものは近辺の直販所に持って行ったり、平成 27 年度には「無人販売所」を作り、園生の作業意欲や技術の向上、更には地域社会との関わりを深める機会になりました。直売所では鷹取学園の野菜を待っているお客さんがおられるとの声が利用者のやりがいにも繋がります。それに加え、学園周囲の花壇に一年中花が咲いているような環境作りをする取り組みも行っています。花・野菜栽培に興味を持つことにより、作業を通して地域社会に係わり、自分たちの作ったものが役立っているという満足感を持てるようになりました。

② アロエ班 (職員 3 名〈男性 1、女性 2〉) (利用者 11 名〈男性 7、女性 4〉)

アロエの栽培(ビニールハウス管理も含む)と、アロエの生葉を収穫・加工して製品を作るまでがアロエ班の作業です。この班は食品を加工する班であるため、衛生面に気をつけなければならない班です。この班に所属する利用者の選抜もその様な対象者を選ばなければなりません。重度の知的障害を持っていても、衛生面に対してきちんと指示に応えることができる対象者です。

完成した製品は一般生菌検査等を定期的に行い、食品であるために衛生面には細心の注意をはらい、賞味期限や栄養成分表示に気をつけながら品質の向上に努めて行きます。アロエ作品の販売数が年々減少傾向である為、平成 30 年度よりしいたけ栽培への取り組みも始め、平成 31 年度は菌(菌駒⇒オガ菌)を変更し、今後原木を増やし毎年栽培できるように計画しています。利用者の作業の幅を広げる事で、より作業意欲の向上を図っていきます。

(アロエ班の経過説明)⇒

製品は、以前①100%アロエ粉末、②アロエ乾燥葉、③アロエウーロン茶の3種でしたが、年度の後半に原油価格が高騰し、輸入物のウーロン茶が高くなったためアロエウーロン茶の生産を中止せざるを得ませんでした。その為、平成 21 年度はそれに代わる「アロエほうじ茶」を製品として出しました。

アロエ班の作業棟の前にある温室内には、平成 4 年から集め始めた世界の珍しいアロエを鑑賞できるように栽培しましたが、平成 24 年度からは新たに多肉植物やサボテンの栽培、新たに製品化した「アロエタブレット(錠剤)」の作製、販売に取り組みました。平成 25 年度には福岡デザイン専門学校との協力を得て、新しい製品のラベルを作成し、お客様に製品がより目につくようにもしました。平成 22 年度に分包機の買い替え、平成 26 年度に衛生面を考えて丸洗いできる粉砕機、利用者でも使用できる安全性の高いスライス機を購入。平成 28 年度は衛生面を考え、床の塗装工事を行い、業務用冷蔵庫も購入し、新たな作品としてアロエ石鹸づくりにより利用者の作業にも変化をつける事ができました。平成 30 年度はそれらを基盤として、しいたけ栽培にも取り組み、利用者の作業の充実を図ってきました。

③ 陶芸班（職員3名〈男性2、女性1〉）（利用者9名〈男性6、女性3〉）

平成31年度は平成30年度の班運営を継続して進めて行く予定です。利用者に作品づくりを教えるため、まずは職員自身が技術の向上を目指し、利用者の作品を完成品まで繋げ、独自性を活かせるように進めます。陶芸班は粘土で作った作品を最終的には窯（電気窯・ガス窯）で焼きあげます。電気窯は電気制御で温度・時間を管理する為、自動で行いますが、ガス窯は温度調節を酸素の量で調整する為、職員が泊まり込みで行っています。手がかかる分、ガス窯の作品の方が上質の作品に仕上がります。特に磁器はガス窯で焼き上げるため、職員の技術が必要です。また年末年始の縁起ものである干支の置物についても簡易的な作成方法にしていきたいと思っております。またガス窯については今までメンテナンスを行っていませんでした為、今年度行う予定です。そのほか、展示会・陶器市・窯元などにも足を運んで学びたいと考えています。

（陶芸班の経過説明）⇒

この班を立ち上げた目的は、対象者が集団で行う共同作業よりも、個人で物を作り上げる方が精神的に安定するという人達を対象とした事でした。自分の力で何かに挑戦して行くといった対象の人達を中心に出發した班でした。

平成16年度の半ばから、磁器作品を加えるという事で磁器専用のガス窯を設置し、干支の置物作りを継続して行っており、干支の置物の原型は学園の職員の手作りで進められています。

平成19年までは直方の多賀神社のえびす祭りに使う「かわらけ」作りをしていましたが、飲酒運転防止に伴い、神社の方でえびす祭りのお神酒を中止した為、不要となり注文が中断されました。

平成20年度は、班園生の自由作品作りに挑戦し、陶器のランプシェード等の作品作りも行いました。平成24年度はベテランの男性職員が他班へ異動となり、利用者の作品をもう一步進めることができずでした。

平成25年度は機械ロクロを改良して「どんぶり」の制作、平成26年度は新しい電気窯を購入し、窯場外壁の防水塗装や庇の設置工事も行いました。平成27年度はガス給湯器を設置し、園生の健康管理や衛生面の意識の向上に役立てました。また、タタラ機の買い替え、卓上式の電動ロクロの購入と作業環境が整いました。平成28年度は磁器の鑄込み型を増やし、年間を通して鑄込み作業に取り組めるようにしました。平成29年度には、紐作り機を購入し、今まで紐づくりが困難な利用者の新たな役割分担として利用できています。ここ数年は職員育成の必要性が高まり、平成30年度も同様の年でした。

機能回復作業支援部

機能回復作業支援部は細区分として〔1〕軽作業班と〔2〕機能回復支援班の2つに区分します。作業支援部については、少しは金銭に絡ませた作業を望むところですが、機能回復支援部の班の存在意義の中には、始めから金銭的数値目標の対象となる班ではないために、当初より情緒安定や集団生活への適応が可能になること、欲を言えば本人の生きがいにつながるようになれば良いといった点に主眼に置いて運営して来た班です。勿論、金銭に繋がるような進歩が見られるようになれば、それに越したことはありません。個人個人が少しでも自立に向かうように、良い方向に変化して行くか、悪くても現状を維持できるようにしていく事が目標といえます。支援に当たる職員がどのような具体的目標を定め、数値目標として立てることが出来るかといった点が課題であると思われまます。この課題は大変難しいところですが、対象となる利用者の変化の状態を的確に把握し、記録として残す事ができるならば、重度・最重度といわれる知的障害を持った人に対する支援のあり方に光が見えると言えます。このような可能性を秘める機能回復作業支援部の存在は、大変貴重な分野であるといえます。

軽作業班は④染色 ⑤和紙 ⑥木工の3班です。

班にはそれぞれの特徴があり、その中でも⑤和紙班は自閉症・統合失調症・興奮型の性格といった精神保健的問題を抱えた人達が多く、まずはパニックを抑えることを、そして精神の安定を目指すことを基本に置いています。

日常生活をしていく上で、常時、情緒の安定を保持できるようになることを目標におき、次の段階

へ進めて行く様に計画しています。この班は精神科医療との兼ね合いが強く、昭和 62 年から平成 19 年 10 月までは嘱託医の糸井孝吉先生が診療に当たってこられました。その後、平成 19 年 11 月から糸井先生の後任として来られました鳥巢美穂先生の精神科治療と併せ持って学園の生活を成り立たせて行けば、良い結果に繋がると思われます。近年、当班の利用者も年齢的な事もあり、大きな興奮等は減少してはいますが、職員配置・日課など環境が変わった時は注意が必要な状態です。

以下、機能回復支援部（軽作業班）に所属する各班の内容説明を行います。

④ 染色班（職員 3 名〈男性 0、女性 3〉）（利用者 8 名〈男性 0、女性 8〉）

この班の女性の中でも手芸に対し興味を持っている人達を中心に始められた班です。

現在、所属している利用者は、癲癇発作をもった人、動作緩慢な人、自閉的な傾向を持つ人、ダウン症の方が所属しています。

ゆっくりとした作業状態ではありますが、自分の作業を自分のペースでこつこつと進めている状態です。だから作品の数も多くは出来ません。作品数は少ないですが、出来上がった刺し子、絞り染めの布は、職員の努力で製品化され販売しています。拘りが強く、他の利用者の作業や準備物を気にする利用者もいてトラブルになる事も少なくありません。利用者の動線を配慮し、作業場所への配慮も必要となってきます。その中で、年々高齢化や筋力低下を心配しなくてはいけない対象者が見られ出し、今後は体調面を配慮して、作品づくりだけではなく「運動」を取り入れていく必要性が出てきました。体力低下が著しいメンバーについては平成 28 年度に手芸班への異動を実施しました。平成 28 年度から平成 29 年度にかけて職員の数に波がありましたが、染色班所属の職員が 2 名いた事で安定した支援・質の高い作品作りを行う事が出来ました。平成 31 年度も継続していきましょう。

(染色班の経過説明)⇒

班発足当初は草木染から始まりましたが、草木の採取や定着方法が、職員が変わると技術的な面で難しさが生じ、現在は化学染料を中心に絞り染めを行っています。時に自然の草や木を染色原料とした草木染めで布を染めて作品作りを行っています。

平成 22 年度は今までの日常生活で使う作品のほかに、本人たちが自由に縫い付けて行く作品を飾り物にするなどの作業を取り入れたり、平成 25 年度は新しい図柄を取り入れた作品づくりに取り組みました。平成 26 年度からは高齢化・筋力低下が心配される利用者が増えたことで、ラジオ体操・歩行運動・昇降運動等を取り入れ、運動量を増やす取り組みにも力を入れました。平成 27 年仕掛け品や完成品の再利用にも工夫をしていきました。平成 28 年度は藍染にも挑戦し、週 2 回の体育(運動)を継続し、作業の中でも身体を動かせるような環境設定を行いました。体育を含め継続した取り組みを行ってきました。

⑤ 和紙班（職員 3 名〈男性 2、女性 1〉）（利用者 11 名〈男性 10、女性 1〉）

この班はいかに情緒安定へ繋げるかという課題を持って出発した班です。パニックが起きた時にも安全な作業であればという点からのスタートでした。パニックを起こしたり、他害や自傷の激しい自閉症とか自閉的傾向と言われる人達、又は精神障害を持っている人達、行動障害を持つ人達で構成されている班です。

本人達のできる能力を作業面で生かしていくという方法で進めています。いろいろと本人に合った道具を考えて、作業内容を工夫しながら現在までつながって来た班です。時にパニックにより道具が壊されたり、材料の和紙原料をひっくり返されたりして、思うように作業が進まない事もありますが、年々その頻度も少なくなっています。現在の社会福祉が個別支援という流れの中で、個別の作業道具を使用しながらも自分だけのペースを固持するのではなく、他の利用者と一緒に作業を取り組む事が出来るようにしています。作業は牛乳パックを再利用した和紙づくり作業と、アルミ缶の空き缶潰しの作業を行っています。平成 31 年度は既製品の足踏み式の缶つぶし機を購入し、継続した缶つぶし作業を行っていく予定です。また、体力維持や気分を発散させる取り

組みとして園外歩行も積極的に取り入れています。和紙づくりでは牛乳パックを原料としたハガキ作り、和紙貼りの籠・皿作り、小物作り等を行っています。平成 30 年度は和紙漉きの木枠を作り替える事で、和紙作品の向上を図っていき、より自主性や協調性を伸ばせるように支援して行きます。

(和紙班の経過説明)⇒

和紙製作では、和紙ハガキ・和紙カード・和紙のランチョンマット、和紙貼りの籠類等の作品作りに取り組んできました。月単位に製品の質と生産量を把握しながら、班活動の動向を確認しながら進めました。空き缶のリサイクルも兼ねアルミ缶潰し、ペットボトル潰しを作業に取り入れました。平成 4 年度までは全く作業に関心の無かったメンバーが、この缶潰しの作業に関心をもち、2 人 1 組の作業体制で仕事を進めるようになったのは大きな成果でした。

平成 22 年度からは各人が分担して行う作業内容の経過チェックをする方法で、個々人の作業過程の変化を把握し、どのように進歩しているのか、どのように生産数量が変化して行くか、また、変化が良い方向に表れてくるのか等を確認して行きました。平成 24 年度は、長年和紙班のチーフを務めていたベテランの男性支援員が班を離れましたが、長期に亘って取り組んだ作業内容が、それぞれの利用者に定着していたことで大きく状態を崩す利用者はいませんでした。これは大きな成長であり、今後も長期的な視野で支援を継続し、利用者が安心してなおかつ意欲をもって作業に取り組める環境を設定していく必要を再確認させられました。平成 26 年度は全体的に新しい作品が多く出来上がり、それぞれの質も向上しました。和紙班の中にも体力低下がみられる利用者がいて、作業の中で作業場の道具や椅子等の配置を換え、あえて遠くに設置することで移動距離を延ばしたり、立ち座りの動作を増やす等の負荷を与え、作業の中でも体力の発散と体力の低下防止を図りました。平成 28 年度は設備面で、缶潰しを行っている場所を清潔に保てるように、床の塗装工事を行い、水を流して掃除が出来るように側溝も設置しました。平成 29 年度は缶つぶしにおいて、アルミ缶同様、これまで買取ができなかったスチール缶も業者に買いとってもらえることができ、日頃の利用者の成果を金銭に替える事が出来ました。

⑥ 木工班 (職員 2 名〈男性 1、女性 1〉) (利用者 11 名〈男性 6、女性 5〉)

平成 7 年度より新たに設けられた班です。作業班に所属するには体力・作業能力的には無理な対象者であり、その反面、作業能力が低い人達の班に比べると作業能力はそれなりに持っている。しかし、身体に障害があり動きづらいついた対象の人達です。当園の中での作業班活動として実際に彼等に適した内容とはどんなものが適するのか、どんな作業工程を構築していけば良いかと考えさせられる難しい班といえます。集中力・持続力という点では課題をもった対象者が多く、さまざまなハンディを持った人達が集まった班です。班の対象者は、癲癇発作を持った人、常同行為が目立つ人、拘りの強い人、興奮のある人、身体障害を持っている人などが所属しています。

平成 30 年度に作業工程がある程度固定でき、安定した作品作りができるようになった為、平成 31 年度は更なる作品の向上を図る事で、利用者の作業工程・作品の完成度を高め、利用者が自信や満足感を感じ、作業の充実を図っていきたいと思います。

(木工(手工芸)班の経過説明)⇒

平成 13 年度に、ピンチホルダー班との合同形態で出発した班ですが、途中よりタイルを使った鍋敷きとか、伝言パネル板等の小品物を作ってきました。その後もインテリアの小物づくりや、鍋敷き等の木工作業、ビーズ通しによる作品作りなどに力を入れてきました。平成 21 年度はインテリア類の他に、日常生活で何か役に立つ品物作りが出来ればと計画しましたが、作品がなかなかできないために、木の枝を鋸で切らせてそれに色付けさせて行くという事を継続させました。小枝や細い丸太を切れるようになったものの、これとした作品に繋がる結果は出ませんでした。後個人個人の木を鋸で切ったり、木片に着色したり、段ボールに色付けをして数字を書いたり、カットされた竹ビーズを糸で通したりといった作業に取り組みました。平成 24 年度は、作業班(陶芸班)経験者

のベテラン男子支援員が配属となり、実用性のある新たな作品作りに挑戦し、利用者の作業内容もある程度定着することができました。平成 25 年度は新たな作品づくりとして、熊本県小国町の森林組合より杉の丸太を 1 年分相当の量を購入し、卓上ボール盤の機械も導入して、マルチカットや一輪挿し等を製作し、革製品の製作にも取り組みました。平成 26 年度はラップシート・箸置き・ペン立て等の新しい作品も完成しました。平成 28 年度は「ギャラリーのぐち」の作品展示販売会を実施し、発表や販売の機会が増えたことで利用者の作業意欲に繋がりました。平成 29 年度は職員が変わり、既存の作品の質の向上、新たな作品作りに取り組みました。電動バンドソーや電気カンナを購入し、平成 30 年度も同様に職員自身が技術の向上を図ったことで利用者の作業の幅も広がりました。

〔2〕機能回復作業支援班は ⑦手芸班 ⑧機能班の 2 班です。

⑦手芸班・⑧機能班は、特に身体的に支援が必要な利用者、また最重度の知的障害をもった人達の班です。一生に亘って健康維持と生活全般にわたっての支援をして行かなければならない対象者であります。現在の知的障害者福祉の中でも希少な存在であり、本来的にはこれらの人達に対する支援内容は、他の障害者部門に於いても大変重要な意味を持つものであると思われれます。当園は、利用者一人ひとりの人生を預かっていると言っても過言ではないと言えます。日常生活の全般にわたって支援員は管理をしていかなければならないといった特殊な班を抱えているといえます。また、歩行訓練を行い、少しでも体力低下防止の取り組みを行っていますが、ここ数年は体力低下が目立つようになってきました。そういった面も考慮し、利用者に対し、学園生活を今後とも如何に維持・継続して行かせることができるのか、またどの様な支援を提供すれば良いのかといった課題を抱えた班といえます。平成 21 年度から始まった新体系に則り、鷹取学園がやって来た日中活動支援を継続し、重度・最重度の知的障害を抱えていても、個人個人の持てる能力に応じて社会適応能力を伸ばせるように日中活動支援に取り組んでいきます。園内において、作業能力が幾分かでも発揮できる人達に対し、少しでも本人の持てる能力をフルに発揮できるような場面と、そのような技術を習得できるように支えてあげられる方向で進め、微々たる内容であっても、少しずつ社会参加に結び付く方向に導きたいと考えています。

作業能力の低い人と作業能力の高い人が混合で作業を行った場合は、職員の手が作業能力の低い人達の方に時間を取られてしまうため、作業能力の高い人達への支援が十分に行き届かず、仕事が進まなくなったという過去の経緯から、このような状態に陥らないように十分に配慮して進めるようにしています。また、逆の場合もあり、幾分、作業能力の高いグループの中に所属していて、作業内容が変更になった時などに、活動内容についていけなくなるような場合が生じる時は、その対象者がグループ活動おこなう作業内容から、押しつぶされてしまわないように充分配慮していきます。本人の能力と障害に配慮した活動内容を無理させる事なく提供し、利用者が自信を持ち、作業に対する充実感と満足感を味わう事ができるようになることを目標にして進めます。取り組んだ作業の結果が、一つの完成された作品に出来上がる事を目標とし、出来上がった作品が地域社会への架け橋になるように目指したいと思えます。能力に応じた機会均等の作業域を決めて支援して行く事により、一人一人の自立領域が少しでも伸展するように進めていくように努めます。

以下、機能回復支援部（機能回復支援班）に所属する各班の内容説明を行います。

⑦ 手芸（ピンチホルダー）班（職員 7 名〈男性 3、女性 3+パート 1〉）（利用者 9 名〈男性 2、女性 7〉）

重度、最重度の知的障害を持っていると同時に、身体的障害を重複している人達を中心に構成された班です。班の狙いとしては、自分達にでもできる作業があるという感覚を掴ませるところから出発した班です。何もすることができないと家族でさえも考えておられた人たちに、社会でも通用する製品あるいは作品でも良いのですが、そういった品物作りの一端を担って生きているといった点に力を入れて進めて来た班です。勿論、健常者であれば一連の作業は 1 人でやってしまうことができる内容ですが、この班の対象者が持っている作業能力を、どのような手段で作業工程の流れに組み込んで行く事ができるのか、いかに作品の完成に繋げていくのかがこの班の課題です。この班に所属している人達は、それなりに自分の仕事の感覚でもってこの班に毎日出向いています。長

年作製していたピンチホルダー(洗濯バサミ)の材料の在庫がなくなっており、作品内容を変える転換期もありました。また鷹取学園の高齢化対策の一つとして、平成 28 年度より各班で体力低下が顕著にみられる利用者を当班に集め、午前中に作業・ペダルこぎ、午後は機能班と合同で運動を行うようにしました。平成 29 年度から取り掛かりだしたろうそく作りを始め、さをり織り、運針、セット作業、紙貼り作業と個別に行う中で、必要に応じてペダル漕ぎを行う事で、午後の運動につないでいます。体力低下がみられようと、鷹取学園の柱である「できる事は自分で行う」という事を班の中で示していると同時に、現在の鷹取学園にとってなくてはならない班になっています。平成 31 年度も継続して行う予定です。

(ピンチホルダー班の経過説明)⇒

平成 13 年度はピンチホルダー作りに加えて、木製のインテリア製作に挑戦してみましたが、結果としては新しい作業への取り組みで物珍しく、新たな雰囲気で作業に参加できたという点では良かったものの、この班のメンバーが自発的に作業の流れに乗って行くということではできませんでした。そこで平成 14 年度からは、ピンチホルダーの組み立て作業に力を入れながら、加齢化対策に配慮し、健康管理を含めた日課に変更しました。作品作りはゆっくりとしたペースで行います。数量の増産に力を注ぐというよりも、特に一人一人の作業分担の変化を追うという点に力を注ぎました。作業工程毎に個人に合った補助具を考案し作成して行きながら、流れ作業に組み入れたものとして、上手く流れができるように工夫してきました。補助具の考案により、一人一人の利用者が自信を持って、更に自分の仕事を自覚し、意欲を持って参加できるような方法で取り組みました。機能班との協力体制で毎日午後からのチュリップハウス歩行を積極的に行いました。平成 22 年度はピンチホルダー組み立て作業の中に、運動やリハビリ訓練の要素を取り入れました。また多目的ホール(チュリップハウス)を利用しての運動を行い、体力低下防止に努めました。平成 23 年度はピンチホルダーの組み立て作業に参加できない対象者に、貼り絵・色塗りなどの作業を加え個々人の作品作りを実施しました。平成 26 年度は長年取り組んでいたピンチホルダーの組み立てが終了し、材料の在庫がなくなり、平成 28 年度は体力の低下が著しい利用者をピンチホルダー班に異動し、身体機能の維持を目指し積極的に運動等に取り組みました。平成 29 年度には、さをり織り、平成 30 年度は新たにアロマキャンドル(ろうそく)作りに取り組み、利用者の細分化された作業として固定できました。

⑧ 機能班(職員 7 名〈男性 3、女性 3+パート 1〉)(利用者 9 名〈男性 4、女性 5〉)

機能班は最重度の利用者で構成されています。平均 IQ が 10 前後の対象者で、その上に重複障害を持っている対象者です。作業支援というより健康管理・健康維持が基本となり、ADL 訓練(身辺自立訓練)等を行っています。年齢的なことからすれば、訓練というよりもゆっくりとした時間の中で介護的な支援になって来た対象者も出ています。

日課に園内外の歩行訓練を組み込み、体力の低下防止、維持向上に努めるといった方法の継続が最もベターであると判断しています。学園の日課に無理なく沿えるように、生活支援を柱立てとし、日課と週課のスケジュールを無理のない内容に設定し、毎日の活動が継続して行けるように職員も利用者 9 名に対して 7 名を配置しています。全面介助の対象者ではありますが、毎日安全に安心して過ごせる環境設定ができるように心掛けています。平成 31 年度も今まで同様の内容で継続していく予定で、午後は手芸班と合同の「運動」も継続したいと考えています。また、テーブル作業で作品作りに携わる機会を提供したいと思います。

(機能班の経過説明)⇒

開設当初は「生活指導班」として活動し、集団への適応、基礎体力作り、手先を使う作業に取り組んでいました。メンバー間で能力差が生じたため、感覚・認知・機能訓練に重点を置くグループと、着脱衣・整理整頓・歯磨き等の身辺自立に重点を置くグループに分かれました。その後、メンバーを再編し平成 4 年から現在の機能班に変わって来ました。

平成 15 年度に行われた厚生労働省の障害区分調査の内容からすれば、障害の重い点数でチェックしていけば、50 点満点の 50 点という人達で構成されています。平成 20 年度の障害程度区分調査では、全てのメンバーが障害程度の最も重い区分 6 という判定でした。平成 24 年度の後半からは、夜勤に入らない臨時職員(男性)が新たに配属となり、今まで班の担当者が不足して、他班から応援職員に入ってもらった事が改善され、日中の時間帯できめ細やかな支援が行えるようになりました。平成 25 年度は、ピンチホム班から異動して来た女性利用者を中心に「リア編み」作業に取り組み、スポンジ・マフラー・ペットボトル入れなどの作品を学園祭で販売する事ができました。平成 26 年度からは、ピンチホム班と合同でチュリップハウスでの「運動」を積極的に行うことで体力維持に努め、平成 30 年度も継続しました。作業では紙粘土マグネットの製作やプラ板を使用したボタン作り、学園祭で使用する紙袋の装飾等に取り組みました。

リハビリ訓練を実施

平成 6 年度より始まった体育専門の嘱託職員による体育(内容としては、毎週火曜日の午前中に機能回復支援班を、木曜日の午前中に軽作業班を対象に、午後は作業支援部の体育を行って来ました。この形で平成 14 年度まで続けて来ましたが、平成 15 年度に体育専門の嘱託職員が退職したために、それまでの体育は中止しました。

それ以降、支援員の声として、平成 20 年度頃より、学園の利用者に対してのリハビリが園内でできないものかとの意見が出ていましたので、病院関係に話をしてきましたが、なかなか社会福祉施設を訪問してまでのリハビリは考えられないといった返事を受けていました。幸いなことに、平成 22 年度より北九州リハビリテーション学院の作業療法士の先生 2 名が鷹取学園にきて頂けるようになりました。1 ヶ月に 2~3 回のリハビリ訓練という事で、利用者全員にまず体の動きの基本である可動域調査から始めていただきました。現時点でこの対象者には、どのようなリハビリ訓練の動きが、日々の生活の中で必要なのかという助言を頂き、支援員自身で対象者に対して「運動」という形で取り組ませることが出来るようになりました。これは決して利用者が受け身になってマッサージをしてもらうのではなく、利用者自身が自主的に動くためにはどのようなメニューをしなければならぬかを試行錯誤しました。そこで話に上がったことは、高齢化のために配慮したバリアフリーの考え方です。リハビリテーションや高齢化対策の運動を考えた時に、膝を上げ下げする昇降運動が必要ですが、建物を見直した際、階段が園内に 1 ヶ所しかなかった事です。膝を高く上げる動作、できるだけ大股で歩く動作、体のバランスを保つ動作を行う為に昇降器具・深いマットが必要となりました。その結果、全く動きの悪かった膝上げの動作が、今までよりも少しずつ動くようになっていった人も出て来ました。四十肩・五十肩の利用者については、毎日、短時間でもよいので腕を動かせる範囲までは動かすようにしていく事で、痛みがなくなり、可動域も元に戻ってきました。知的障害を持った高齢の対象者だけでなく、若くても知的障害を持っているために、今までは経験したことのない身体の動きを体験することで体力維持・柔軟性が向上することもあっています。平成 26 年度からは月行事との兼ね合いを見ながら、月 2~3 回のリハビリを可能な限り増やして月 3~4 回実施し、個別のリハビリが必要な入所者を対象として、マンツーマンに近い人員配置を採り、大人数では行えない内容に取り組むようになりました。平成 27 年度はこの個別リハの対象者を 9 名まで増やしました。また、ここ数年利用者の嚥下状態の衰えが見られ出し、食事の際の喉詰りや咽が問題として上がって来ましたので、「摂食・嚥下」の講習会や「嚥下体操」の実技指導も行って頂き、午前の作業終了時と夕べの団欒時に取り入れるようにしました。その他の問題として、2 班ずつで行っているリハビリで、どうしても体力の差が見られ、もっと活動的に取り組めるメンバーに対して、十分な負荷を掛けてあげることが出来ないという問題が上がってきました。リハビリの先生方より助言を得て、普段の班活動の中でリハビリ(運動)が定着しつつあるので、平成 28 年度からは、体力・運動能力別にグループを再編しより効果的なリハビリを目標にしました。平成 29 年度からは新たに短い距離の間に障害物を置き、それを避けながら目的地まで行く取り組みをしました。これは 1 つの事だけでなく、2~3 つの事にも注意力を配れることを目的とした

取り組みであり、集団生活の中での歩行を考えると大変有効な取り組みといえます。鷹取学園のリハビリの特徴はメニューだけでなく、実施後の作業療法士の先生2名とその日担当した職員で内容の振り返りを行い、次回に繋げる事です。これはリハビリの時間だけでなく、生活・作業に活かせるようにし、各職員へ利用者の変化を伝達することで更なる効果がみられることが大変重要な事です。

平成31年度もそれを基盤として、注意力・体のバランス保持など、利用者の体力低下防止を行う事でこれからの生活上にプラスとなり、少しでも健康で楽しく過ごせるような学園生活になるようにリハビリ訓練を継続したいと考えています。

施設入所支援について

(2) 生活の場の支援について = 施設入所支援サービス

生活の場の支援については、利用者が安心して生活していく居住の場を確保し、精神的安定を保てるような対人関係を作り、一人の大人として生活して行くことが出来るように支援して行きたいと考えます。長期学園生活を行うという実態から、1人部屋の人、2人部屋の人、3人部屋の人、4人部屋の人といった組み合わせになるために、慎重に人間関係を配慮して部屋編成を行います。施設という限定された生活空間域の中で、一般家庭的な生活感に少しでも近づけるようにして行きたいと思えます。施設入所支援サービスに関しては、支援、介護等の処遇内容の見直しを行い、施設生活の質的向上を図っていくところです。居住している生活空間がいつも新鮮に感じられるような環境変化につとめ、それに順応して生活変化に馴染めるようにして行きたいと思えます。

各3ホーム（生活棟）に関して

〔入所者の支援に対する考え方と対応〕

平成7年度より、ノーマライゼーションの考え方に基づき、各棟・各部屋を数字の番号呼称ではなく、固有名称で呼ぶ方法で進めてきました。70数名の利用者の平均IQは20以下で、最重度といわれる知的障害を持っている入所者の施設として運営されてきました。

学園の歴史を振り返ってみますと、開設当初は他傷・自傷・パニック等の多くの行動障害を抱えていた対象者も、施設のない自由な生活空間の中で生活してきました。在園最長の入所者は38年間の施設生活の経験で、個人個人が学園生活を上手に送れるようになったといえます。

昭和56年4月の開所当初から一般的な施設の建物内で、他の知的障害者施設の運営形態（職員数に関しても4.3対1の基本型+割り当てられた分の重度重複障害加算分の職員数）で支援してきました。平成31年4月で満38年となりますが、利用者に対して無事に現在まで生活を守って来られたという事は施設長に就任後、月日の少ない私がどれ程の大変さがあったのかを考えると、創設以来、鷹取学園に携わった役員の方・保護者、そして実際に支援してきた歴代の職員の方々に敬意を抱きます。

また、見学者や入所希望の保護者の中には重度知的障害をもった子供さんを持たれた方もおられます。「重度の方へ、これだけ個別の作業や生活を提供している所は少ないと思えます。こういった施設が今あるのですね。」という声も聞かれます。現在まで実施してきた支援内容が継続できる様に、この仕事に誇りを持って取り組んでいきます。

ノーマライゼーションの考え方を基本に置いて鷹取学園は当初より進んできました。過去の支援のあり方としては間違いなかったと思えますし、具体的な形として運営されて来た結果が現在の姿になっているといえます。現在、社会福祉制度は目まぐるしい早さで動いています。障害者施設・事業所だけでもかなりの数増えています。経営形態も様々ですが、支援の質・障害者や保護者が求める事に応える事ができる施設・事業者は少ないと感じます。その思いを少しでも満たす事が出来る基盤は鷹取学園にはあると思えます。

ホーム運営とホーム編成（施設入所支援）について

ホーム運営につきましては、各ホームともホーム長とホーム長補佐が一人ずついて、その下に自分の担当クラスを受け持つ支援員がいます。支援員は担当クラスの利用者のみならず、ホームの利用者の支援をホーム職員全員で、お互いに支えあいながら守っていくという体制をとります。各ホームの構成はミニホーム単位に細分化して、ミニホームは2クラスか、3クラスにまとめ、それぞれの勤務状態を見ながら、職員同士で相互に協力しながら、自分たちのミニホーム運営をスムーズに進めるといった方法で、支援内容を保ちます。平成7年度に、「男子棟・女子棟・重度棟」の呼称を「ホーム」と変更しました。特に1234……号室といった数字は、まさに施設的であり、柔らかさがないために、「プロ野球のチーム名」とか「ディズニーのキャラクター名」とか、「花の名前」等に変更しました。各ホームに1名のホーム長(サービス提供責任者)を置き、ホーム長及びホーム長補佐を中心に各ホームの職員が自分たちのホームに対して責任を持って運営するという形にしています。ホームごとに特徴がありますので、独自に生活面に対していろいろな配慮を凝らしながら潤いのある生活環境を作る様に心がけて運営して行きます。鷹取学園は平成21年度に障害者自立支援法に基づいた新体系に移行しました。生活の場については施設入所支援サービスを提供して行くことで9年が経過しました。新体系になったとはいっても為すべき支援内容が一度に変わることはないわけです。必要なことは「安心して暮らせる生活の場作り、個人ごとに明るく・楽しく・快適に過ごせる時間(人生)を提供できるように」ということを充分配慮して、学園の生活面が充実するように進めたいと考えています。ホームの担当者は施設入所支援の仕事内容を、生活介護の担当者に引き継ぐまでの間は、ホームにおける生活の場の支援内容をやって行かなければ利用者の生活は成り立ちません。生活の場(施設入所支援)と日中活動(生活介護)の場という割合で、割り振られた職員の配置数が時間帯の流れの中で形作られて行くわけですので、現在の法的に決められている内容では、現実の仕事とは噛み合っておらず、実態把握がなされていないという、現実と法との間の乖離が判明したという結果が生じています。

ホーム運営も夜勤明け職員と夜勤入りする職員の数と、日中活動の生活介護の仕事内容との兼ね合いもあり、3ホームの職員がお互いに助け合いながら、3ホームの入所者の生活を守るという方法で進めていかざるを得ません。職員同士がお互いに、ホーム全体の事と各ホーム内における入所者個人々人に対して手が行き届くように対応していく予定です。各ホームの中にミニホームの形を構成しているのは、できるだけ支援内容にムラが生じない方法として、ミニホーム構成をした上で、更にクラス担当という形を取り、1人の職員が2~3名の利用者を分担した形で、責任を持って支援して行くという方法で進めています。

施設入所支援の形であっても、1人の職員がホーム全体を支援する内容と、特に自分の担当クラス対象者に対し責任を持って支援内容を果たすという方法で支援を行います。

3つのホーム

- ① プロ野球ホーム ⇒ ミニホーム 3つ ⇒ 職員 9人 (利用者男性 26名対象)
- ② ディズニーホーム ⇒ ミニホーム 3つ ⇒ 職員 10人 (利用者女性 23名対象)
- ③ フラワーホーム ⇒ ミニホーム 4つ ⇒ 職員 11人 (利用者男女 27名対象)

平成15年度からは、各個人が自分の部屋といった感覚を持ち、精神的な安定が保たれるように、各ホームの人間関係の見直しとホームの環境整備に力を入れてきました。その間も利用者の人間関係という事に配慮しながら環境作りを行ってきました。平成30年度に建設した女子居室の増築箇所が年度末に完成します。仕切り戸を使用し2人部屋にも個室にもなるようにし、利用者の障害特性によって判断し、多くの職員が目にした適正なクラス及びホーム編成に取り組みます。また建設計画内では、年度をまたぎますが、ディズニーホーム居室の内部改造も1ヶ月で行い、月を空け年度内にフラワーホームの内部改造も行う予定です。慌ただしい中、利用者の情緒の安定を図りながら施設入所支援サービスの運営を進めていきたいと考えています。生活しやすい空間を保つために、絶えず設備面には気を使い、改善しなければならない場所は改善し、使いやすく、清潔さを保ち、そのような環境の中で入所者各人の目標に沿った個別支援を深めて進めていくように努めたいと思います。

社 会 交 流

社会交流の歴史は長く、開設時の昭和 56 年 5 月から取り組んで来たものです。当時は社会参加訓練と言っていましたが、平成 14 年度からは社会参加訓練（買物訓練）の名称は使わず、「社会交流」という呼び方に変えました。当初は直方の古町商店街からはじめ、飯塚ジャスコ店などにも行っていました。イオンモール直方店ができてからは殆どそちらを利用するという形で進めています。平成 13 年度まではクラス担任一人と利用者 3~4 名の引率で実施して来ましたが、利用者も年を取って来て動きの方も悪くなり、平成 14 年度より参加者の安全を図るために、職員と園生を 2 グループに分け、2 日間で実施するようになりました。過去には 1 日で全員を社会交流に引率していましたが、2 日にわけて実施する方法を始めたのは、利用者に対する事故等の安全を考えた場合、引率時に安全に移動させ、職員の目が十分に届く状態で無事に買い物や食事ができるかどうかといった点から 2 日に分けて実施することになりました。残留者が半数残るために、最低 3~6 人の支援員を学園に残して対応します。理由は特に担当支援員一人では危険と思われるクラスには、引率する支援員に対し、当日実施しないクラス担当者の 1 名を補助で付けて安全を図りながら実施します。平成 24 年度は一度だけ公共の交通機関を利用して、八幡のイオンモールまでの社会交流を実施しましたが、これについても定着はできませんでした。平成 27 年度は 9 月の社会交流で、①食べ放題 ②カラオケ ③イオンモール直方の 3 つの中から選ぶ「選択制」を実施し、平成 28 年度の 9 月も ①食べ放題 ②ボーリング ③イオンモール直方の「選択制」を継続しました。平成 30 年度はイオンモール直方店を中心に社会交流を実施しており、平成 31 年度も同様に実施する予定です。親子旅行とは目的は違いますが、小回りが利かない親子旅行を考えると外出という意味で、この社会交流の充実も図っていきたいと思います。

年 間 行 事 に つ い て

本来ならば利用者の意見を直接反映したいのですが、重度・最重度の知的障害をもった人が多いため、利用者の意見反映が殆どできないというのが重度知的障害者に対する支援の実態といえます。勿論、保護者からの意見や、利用者自身の会話の中から、何らかのヒントを得て意見反映させていきたいという体勢はいつも準備できているといえます。職員が色々な立場から十分に配慮した上で計画をたて実施することになります。

行事計画を設定するに当たり、職員の立場からの発想にのみ終わらないように計画段階から、念入り且つ詳細にわたる検討がなされ、実施するに関しても進行過程での点検が必要となります。前年度の行事実施後に支援員を含めた職員の反省文の内容を検討し、それを纏めた担当職員の意見を聞くところからスタートします。最終的な結論としては「実際に利用者が喜ぶ結果に繋がるのか?」といった立場から行事計画を実施し進行していくということになります。

まずは危険性がないのかといった点から始まり、トイレの場所、時間、楽しめる場所は、休憩場所は、何かあったときの対応と連絡方法、そして近くに病院はあるのかといったように、十分な配慮と細心の注意が計画の中に盛り込まれているのかを基に計画、実行できるように努めます。

これまで行ってきた運動会ですが、利用者・保護者の負担を考え、ここ 2 年間は直方特別支援学校の体育館をお借りして行いました。しかし、体力低下が著しい利用者が増えてきましたので、平成 31 年度は園内のチューリップハウスで実施するように計画しています。体力を極力低下させないためにも体を動かす行事は継続していきたいと考えます。

親子旅行は一泊旅行を実施してきましたが、10 年くらいは利用者と保護者の年齢を配慮して日帰り旅行を実施しました。平成 26 年度からは、「日帰り」と「一泊」の 2 グループに分けて実施しています。その年々において親子旅行の担当者が、「新幹線」「船」「イルカウォッチング」など利用者が楽しい経験をしてもらうようなテーマを決め、旅行を実施しています。ここ数年はバスの乗降において困難な状態も見られますが、いろいろな経験の中で楽しみを見出すように計画していきたいと思います。

そ の 他

○入浴支援

午後に実施しています。機能班・手芸班を A グループ、軽作業班(染色・和紙・木工)を B グループとし、時間差を設けてグループ順に入浴を行います。各班の支援員が介助・支援・見守りに当たります。作業班(農園芸・アロエ・陶芸)を C グループとして、機能・軽作業班の入浴後に実施します。平成 16 年度までは毎日の入浴でしたが、平成 17 年度からは、利用者の入浴は下記のような方法に変えました。平成 27 年度には新浴室棟の増築を行い、今までよりも広々としたスペースで、利用者の安全面に配慮した入浴支援が実施できるようになりました。平成 29 年度より全身用の薬用ソープを使用し、現段階ではよい効果があるとの事ですので、継続していきます。個別のシャンプー・ソープが好む人は個別負担で行っています。平成 31 年も計画通り実施します。

○10月～3月までは、月・水・金の1日おきの入浴。土・日のシャワーは可能。

○4月～9月までは毎日の入浴。

○「おやつ」について

栄養管理的にはおやつやジュースの量は制限すべきとの見解にありますが、今までやって来た状況を一度に変更してしまうと、生活面において入所者の満足感に影響を及ぼすために、方法としては肥満対象者を調査し、本人のカロリー摂取程度を調べ、それに向けて食事のカロリー調整から始めるという方法を取り入れるようにしました。食事量の調整を前提として、平成 23.24 年度に実施した結果、体重オーバーの対象者の肥満改善がかなり進んだという結果が出ました。栄養士が年間 3 回 BMI (肥満度の測る基準) を出して、表示してもらっています。これによりおやつだけでなく、食事量の見直しを行います。平成 31 年度も同様に学園生活をより楽しく潤いのあるものにするために、余暇時間におやつを実施しつつ、お菓子の量・自動販売機の利用を考慮しながら進める予定です。

〈おやつ提供等に関する説明〉

- ① 平成 31 年度に関しては、ジュースとおやつ支給曜日を下記のように設定する。
- ② ビールについては、利用者が行事等で「飲みたい」と要望がある場合に準備して出す。
- ③ 月・水・金・日曜日におやつを出す。
- ④ 月・水・金におやつを出すときに、併せて給茶機のコーヒーを出すようにする。
- ⑤ ジュースは、火・木曜日を学園からの支給日とし、土・日は本人小遣い銭で購入する。

※おやつとジュースの支給曜日を纏めた表

	月	火	水	木	金	土	日
牛乳	○ 朝食時	○ 朝食時 (ヨーヨー牛乳)	○ 朝食時	○ 朝食時	○ 朝食時	○ 朝食時	○ 朝食時
缶ジュース (自動販売機)		○ 学園支給		○ 学園支給		○ 本人小遣い銭	○ 本人小遣い銭
おやつ	○ 団らん		○ 団らん		○ 団らん	○ 本人小遣い銭	○ 昼間 14:30
給茶機の コーヒー	○ 団らん	○ 団らん	○ 団らん	○ 団らん	○ 団らん		
ビール	家族ふれあいの日・誕生会・行事・盆正月帰省期間等で、本人からの要望がある場合に小遣い銭で購入。						

○掃除について

毎日行う朝の掃除は、職員と利用者で実施します。ホームごとに責任をもって、園内を清潔に管理しています。平成 22 年度までは第 2 金曜日の誕生会後に全体的な掃除を行っていましたが、平成 23 年度は別の日に掃除日を設けるという方法を取り込んでいきたいとの意見が出たものの、誕生日会の午後の方が良いということになり、平成 31 年度も同じ形態で掃除を行います。

また水曜日のルームキーピング時にも掃除をする時間を取っています。この時には、窓ガラス拭きや普段できない部分の掃除を重点的に行うようにしています。ただ平成 29 年度は職員不足で、例年通り行っていた布団干しが、短時間になるなど十分にできませんでしたので、布団掃除機を購入し順番で使用し対応しました。園庭の掃除については、天気によって左右される場合があるので、状況を見ながら進めていきます。学園全体としての**大掃除**は 9 月と 12 月に実施します。

○配膳当番

職員は行いますが、利用者にも生活体験の場として、本人達のできる配膳内容を実行させ配膳当番として役割を割り当てる事を今後も続けます。ただし対象としては、自分自身で手洗いができ、衛生面の意識を幾分かでも持てる利用者としします。この場合、手洗いが充分できているか出来ていないかの確認を職員が行ってから、配膳を行う事が大切となります。配膳当番のグループは 4 つのグループに分けて、一週間交代で食事の配膳を行う。職員が介助しながら一緒に配膳を行う。

避難訓練

法的には、1 年に 2 回以上の避難訓練を実施するようになってはいますが、最低 2 回の訓練のうち 1 回は夜間を想定した避難訓練を実施する予定です。

火災時には、通報、初期消火、避難が必ず守れる事。

非常時には安全な場所に避難することができるように訓練を行い、大切な命を守る事。

今までは火災を想定した「避難訓練」を中心に実施してきましたが、最近では想定外の集中豪雨・異常気象・地震等で大きな被害が出ているため、火災想定だけではなく、様々な災害から身を守る「防災訓練」が必要です。その中で被災した所から聞いた情報で、被災時の排泄処理の話がありましたので、平成 29 年度には排泄凝固剤を購入し、排泄後の衛生面の事も考慮して取り組んでいきます。

平成 31 年度 会 議 に つ い て (鷹 取 学 園)

[会議開催方法]

1. 会議予定計画書を提出（緊急の場合は別）
2. 会議内容は、司会者、書記により必ず内容報告を行う事
3. 会議の種類

1, スタッフ会議

時 期 随時行う

場 所 園長室・会議室

メンバー 施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、チーフ(サービス提供責任者)、ホーム長、看護師等

2, 生活介護(作業支援会議)

①班チーフ会議 (生活介護)

時 期 随時行う

場 所 会議室等

メンバー 支援主任(サービス管理責任者) 各班チーフ

②班の支援員会議（生活介護）

時期	原則として、必要に応じて随時
議題	前もって、班からの問題点について検討事項を提出する
場所	会議室等
メンバー	支援主任(サービス管理責任者) 各班チーフ

③班会議の種類

作業班（農園芸、アロエ、陶芸）
軽作業班（染色、和紙、手工芸、）
機能回復支援班（ピンチホルダー、機能）
《8班が合同で開催したり、単独で開催したりの形態を取る。》

3, 施設入所支援会議

①ホーム長会議

時期	原則として、必要に応じて随時
議題	前もって、ホームの問題点について検討事項を提出する
場所	会議室等
メンバー	支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、ホーム長補佐、看護師等

②ホーム会議《プロ野球ホーム、デイズニーホーム、フラワーホームの3ホーム会議》

(※ ケース会議を含む)

時期	原則として、必要に応じて随時
場所	会議室等(各ホームの夜勤者控え室 or ティールーム)
メンバー	各ホーム長及び支援員、[施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、看護師が加わる場合もある。]

4, 医務会議

時期	必要に応じて随時
場所	園長室及び医務室等
メンバー	施設長(サービス管理責任者)、看護師、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、支援員、栄養士（必要に応じてメンバー構成）

5, 厨房会議

時期	原則として、必要に応じて随時
場所	調理師休憩場所、会議室、園長室等
メンバー	厨房責任者、栄養士、調理師、(場合によっては施設長、支援主任、看護師、ホーム長、支援員 [必要に応じてメンバー構成])

6, 事務会議

時期	随時
場所	園長室及び事務室等
メンバー	施設長(サービス管理責任者)、支援主任、事務員(場合によっては看護師、栄養士等)

7, 保護者との会議

①ホーム別会議

時 期 必要に応じて随時
場 所 会議室、生活実習棟及び相談室等
メンバー 保護者、施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長及び補佐、看護師、支援員等

②班別会議

時 期 必要に応じて随時
場 所 会議室、生活実習棟及び相談室等
メンバー 保護者、施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、チーフ、(場合によってはホーム長、支援員、看護師等)

⑥ 家族の会世話人との懇談会 (※平成 30 年度より 2 年間休会)

時 期 必要に応じて随時 (議題がなければ開催しない。)
場 所 園長室及び会議室、生活実習棟及び会議室等
メンバー 家族の会世話人、施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、チーフ、(場合によっては看護師、支援員を加える事もある)

⑦ 保護者への伝達

時 期 各月原則 第 3 金曜日 「家族ふれあいの日」
場 所 食堂
メンバー 保護者
学園の代表 (理事長・施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、その他内容によって担当職員が参加する。